

**第24回 契約・調達管理会議  
議事要旨**

**1 開催日時**

令和7年1月29日（水曜日）15時30分から17時10分まで

**2 開催方法**

オンライン

**3 出席者**

**(1) 委員（敬称略、五十音順、○委員長）**

○鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
小玉 伸一	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部調整担当シニアマネージャー
金谷 晃臣	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

**(2) 事務局**

東京都生活文化スポーツ局

**4 要旨**

**(1) 開会**

**(2) 議事（発言者の敬称略）**

**ア 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025弁当・飲料等調達業務委託（単価契約）【資料1】**

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 東京2025デフリンピックの期間中、競技及び練習会場等において、大会関係者向けに提供する弁当の手配・配付・回収等及び飲料等の手配に係る業務を委託するものである。

(イ) 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年1月30日までであり、主な業務内容は、弁当の手配、飲料の手配、補食の手配、会場運営、運営計画の作成である。

<質疑・意見など>

滝 口：弁当等の単価について競争をさせるということだが、単価についての下限などは設定せず、入札に参加する事業者側で自由に決めることができるということか。

担当者：そのとおり。弁当や飲料、補食に関して、手配等の費用や配送料をふまえ、入札参加者が単価を決めて、競争することを考えている。

滝 口：単価の価格競争をさせると、特に弁当については、品目や品数といった内容についてのクオリティの確保が気になる。一定のクオリティを満たすように仕様上工夫していることや、提供されるものや実際に提供されたものが問題のないクオリティであるということは、どのようにチェックをされるのか。

担当者：仕様書にメニュー内容として、肉や魚といった主菜の品数、副菜の品数、カロリー等を載せているほか、弁当例の写真も載せ、求める弁当のクオリティを示すようにしている。また、計画段階で、どのような弁当を提供するか事業者と綿密に詰めていき、実際に、問題ないクオリティの弁当が提供されたかについても履行の確認をしていく。

## イ 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 警備業務委託【資料2】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 本契約は、競技会場内等の事件・事故等の未然防止及び発生時における事態の收拾を図り、選手や観客の安全を守ることを目的として、警備業務を発注するものである。

(イ) 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年1月30日までであり、主な業務内容は、組織体制や工程等の業務計画書の作成ほか、大会実施に向けて警備計画等を作成する業務と大会期間中の指定する日時において競技会場等の警備業務である。

<質疑・意見など>

藤 川：デフリンピックの参加者や観客には、耳のきこえない方が多いと思うが、万一、事件や事故が起きた時の情報保障に関してはどのような仕様となっているか。

担当者：東京都が手配するユニバーサルコミュニケーション技術を警備業務時に積極的に活用することのほか、耳がきこえない又はきこえにくいの方々が多く参加する大会であることをふまえ、警備業務を実施するよう、仕様書に明記している。

滝 口：警備計画の作成も委託業務の中に入っているが、調達方式として総合評価方式とせず希望制指名競争入札を選択された理由を教えてください。

担当者：提案要素が少ないことから希望制指名競争入札を選択した。

滝 口：耳のきこえない方への配慮といった点は、仕様書に具体的に記載されているか。

担当者：仕様書には、耳がきこえない方又はきこえにくい方々が多く参加する大会であることをふまえ、警備計画及び警備業務を実施することを明記している。プラカードの用意等、個々の事項に関しては、仕様書に特段明記はしていないが、今後、受託者が決まり、詳細を詰めていく際に対応を検討していく。

鶴 川：予定価格について、どのように積算されたか。

担当者：スポーツイベントや催事における警備実績のある複数の事業者から参考見積を徴取し、適正に算出した。

#### ウ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 射撃競技 銃砲・実包輸出入等支援業務委託【資料 3】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 東京 2025 デフリンピックの射撃競技の実施に当たり、銃刀法等各種法令を遵守して適切に銃砲及び実包の輸出入等がされるよう、輸出入等支援業務について委託を行う。

(イ) 契約期間は令和 7 年 4 月 1 日から同年 12 月 26 日までであり、主な業務内容としては、銃砲・実包の輸入の業務及び輸出の業務である。

<質疑・意見など>

藤 川：各種申請書の代理申請手続に関して、情報保障の観点から、一定期間、国際手話又は日本手話言語による窓口を設置することを検討していただきたい。

担当者：手話通訳者の手配については、別途手配や配置を行うことで調整しており、手話通訳者の手配や配置は仕様を含めていない。本日いただいたご意見をふまえ、必要に応じて、各種申請書の代理申請手続に関して、手話通訳者の手配についても調整していきたい。

鶴 川：予定価格はどのように積算されたか。このような業務の実績がある事業者はあるのか。

担当者：同様の業務を受託した実績のある複数の事業者から参考見積を徴取し、適正に算出した。

#### エ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 射撃競技 実包販売等運営業務委託【資料 4】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

- (ア) 東京2025デフリンピックの射撃競技の実施に当たり、各種法令を遵守して実包の販売、廃棄及び銃砲の修理が適切に行われるよう、専門業者に委託するものである。
- (イ) 契約期間は令和7年4月1日から同年12月26日までであり、主な業務内容は、実包の販売、実包に係る許可証の代行保管、不用実包の廃棄等、庫外貯蔵庫の運用、銃砲修理である。
- (ウ) 競技会場である味の素ナショナルトレーニングセンター・イースト射撃場において火薬類取締法第5条に規定する実包の販売営業を行える事業者は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下「射撃協会」という。）が指定する株式会社銀座銃砲店のみであることから、株式会社銀座銃砲店に特命随意契約する。

<質疑・意見など>

- 灘 野：選手に実包の販売をした際の利益は事業者の収入になるのか。受託者は委託料を受け取り、かつ、実包の販売による収入も受け取ることになるのか。
- 担当者：国際大会実施のための実包の販売にあたっては、注文の受付、実包の運搬及び管理等のために特別な体制を組まなければならない。実勢の販売価格で販売することを仕様書に記載しているが、こうした特別な体制を組む費用までは実勢の販売価格では賄うことができないため、委託料により特別な体制構築に係る費用を負担するものである。
- 灘 野：実包自体の対価を、受託者が実包の売上及び委託料として二重で受け取るものではないということでしょうか。
- 担当者：そのとおり。実包自体の売上は、通常営業時の実勢価格にて販売した分として、事業者の収入となる。委託料で負担する経費は、通常営業時の体制では賄うことのできない国際大会実施にあたって必要となる実包販売等における特別な体制の構築に係る部分である。
- 藤 川：実包の販売ができる事業者がそもそも1社しかないのか、あるいは、射撃協会の指定で1社しかないのか。
- 担当者：正確な数字は把握していないが、ライフル射撃用の実包の販売ができる事業者は、全国で数社ほどあると認識している。ただし、火薬類取締法第5条は、販売所ごとに営業許可を与えるという仕組みになっており、デフリンピックの射撃競技会場である味の素ナショナルトレーニングセンターイースト射撃場において、火薬類取締法第5条に基づき販売を行える事業者は、射撃協会が指定する株式会社銀座銃法店のみである。
- 滝 口：予定価格はどのように積算されたか。
- 担当者：株式会社銀座銃砲店から参考見積を徴取した上で、過去の国際大会での実勢等も踏まえ、業務項目ごとに精査をした。

滝 口：実包の販売、不要実包の廃棄や銃砲修理の業務は、実際の販売数や廃棄数、修理回数を読めず、事前に見積ることができないのではないかと思うが、適正な数量はどのように検討されたのか。

担当者：本契約では、実包の販売数や修理の回数に比例して業務が増減するというものではなく、関係機関との事前調整、大会期間中の実包の輸送や販売、銃砲の修理等に必要な体制を整えることが主な業務内容となっている。例えば、実際に銃砲の修理が発生したとしても、しなかったとしても、大会期間中に銃砲の修理ができるよう、銃砲の修理ができる技術者を手配、配置しておいてもらうことになるため、そのための人件費が計上されているものと理解している。

滝 口：実包の販売実数や修理数に応じた対価ではなく、国際大会実施にあたって必要な実包の販売や銃砲の修理ができるよう、特別な体制を組むことが業務内容という理解でよいか。

担当者：そのとおり。

オ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 競技会場【江東エリア（ゴルフ・水泳・テニス）】運営業務委託【資料 5】

第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 競技会場【駒沢等エリア（陸上競技・ハンドボール・バレーボール）】運営業務委託【資料 6】

第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 競技会場【渋谷エリア（卓球）】運営業務委託【資料 7】

第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 競技会場【城北エリア（柔道・空手・射撃・テコンドー）】運営業務委託【資料 8】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 第 25 回夏季デフリンピック大会東京 2025 競技会場、江東エリア、大田エリア、駒沢等エリア、渋谷エリア及び城北エリアの運営業務委託については、第 18 回契約・調達管理会議に契約手続実施前の案件としてお諮りし、総合評価方式にて入札手続を実施したところ、江東エリア、駒沢等エリア、渋谷エリア及び城北エリアの 4 件が、契約締結前の付議基準に該当したため、今回、契約締結前の案件としてお諮りする。

(イ) 江東エリアは、入札結果が高落札率であったが、事業団において、仕様内容や予定価格設定の妥当性について、改めて問題がなかったことを確認している。また、競争性と公平性が確保され、適正な競争が行われていることを確認している。

落札候補者による提案は、事業全般への理解度や実績に基づく各種計画策定などにおいて優れた提案であり、きこえない又はきこえにくい人への対応も行き届いた

提案であったこと、また、競技・会場運営における実施体制等についても実現可能性があり、確実な履行が見込まれる提案であった。

- (ウ) 駒沢等エリアは、入札結果が1者入札及び高落札率であったが、本契約に係る辞退業者にヒアリングし、事業者の判断により辞退したことを確認した。また、事業団において、仕様内容や予定価格設定の妥当性について、改めて問題がなかったことを確認している。併せて、公平性が確保されていることを確認している。

落札候補者による提案は、各種計画の策定や、競技・会場備品の調達などにおいて優れた提案であり、過去の受注実績を踏まえて、きこえない又はきこえにくい人への対応も可能な提案であったこと、実績等を踏まえた競技・会場運営についても実現可能性があり、確実な履行が見込まれる提案であった。

- (エ) 渋谷エリアは、入札結果が高落札率であったが、事業団において、仕様内容や予定価格設定の妥当性について、改めて問題がなかったことを確認している。また、競争性と公平性が確保され、適正な競争が行われていることを確認している。

落札候補者による提案は、事業全般への理解度が高く、実績等を基にした各種計画の策定や競技会場の運営・管理業務などにおいて優れた提案であり、過去の受注実績を踏まえた、きこえない又はきこえにくい人への対応も行き届いた提案であったこと、また、競技・会場運営における実施体制等についても実現可能性があり、確実な履行が見込まれる提案であった。

- (オ) 城北エリアは、入札結果が高落札率であったが、事業団において、仕様内容や予定価格設定の妥当性について、改めて問題がなかったことを確認している。また、競争性と公平性が確保され、適正な競争が行われていることを確認している。

落札候補者による提案は、事業全般への理解度が高く、実績等を基にした各種計画の策定などにおいて優れた提案であり、きこえない又はきこえにくい人への対応も行き届いた提案であったこと、また、競技・会場運営における実施体制等についても実現可能性があり、確実な履行が見込まれる提案であった。

<質疑・意見など>

滝 口：前回の会場運営業務委託の分も同様の結果だったが、事前公表している発注規模の価格帯のレンジが2500万円幅と狭いために、結果的にかなりの確率で高落札率になってしまうと思っている。今後、デフリンピックで同様に事前の発注規模（価格帯）の公表を行うのであれば、レンジをどのように設定するのか、改めて検討いただいた方がよいかと思う。

担当者：いただいたご意見をふまえ、必要に応じて検討していきたい。

藤 川：落札候補者の選定理由について、駒沢等エリア以外のエリアは、「きこえない又はきこえにくい人への対応も行き届いた提案であった」とあるが、駒沢等エリアのみ「きこえない又はきこえにくい人への対応も可能な提案であった」と

表現が異なっている。この表現の違いでどのような違いがあるのか。情報保障に差は生じないか。

担当者：駒沢等エリアの選定理由の内容は、技術審査委員会の中で、評価が若干低かったことから、少し表現を変えている。ただし、事業者からの提案内容が、仕様書で求めている情報保障の部分について、しっかり実施いただける内容であることを確認している。

滝 口：競技会場の運營業務委託については、様々な点を考慮して、9つのエリアに分けた上で発注をされたと、以前に説明を受けた。今回で入札がすべて終了した結果として、きちんと競争性が働いて、事業者を選ぶことができたと評価されているか教えていただきたい。

担当者：競技会場の場所や競技単位で効率的な運営を行えること。また、多くの事業者が入札に参加でき一定の競争性が確保できること。さらに、事業者によるスケールメリットをいかして、コスト低減を図れるような最適な規模にしたということ。これらの観点を総合的に検討して9つのエリアに区分して発注を行った。結果として、一部のエリアにおいて辞退する事業者があったものの、複数の事業者から、入札参加の希望があり、特定の事業者が独占をする形にならず、落札候補者が決まったということ踏まえると、9つのエリアで分割して発注したことで一定の競争性が働き、適切であったと受け止めている。

藤 川：各競技の評価について、どの競技も一律の基準で技術点を評価されているのか、それとも競技ごとに何か特別な基準を設定しているのか。

担当者：評価は、各エリア単位での評価になる。

## カ 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について【資料9】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 協賛制度の立ち上げにあたり、公平性や協賛制度の手続きの透明性の観点から、あらかじめ募集条件等を定めた要綱等を策定し公募していくこと等を、2024年3月に開催された契約・調達管理会議に付議し、確認をいただいた。

(イ) 現在、デフリンピック準備運営本部ホームページに「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」(以下「要綱」という。)等を掲載し、本大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等からの協賛を公募しているところである。

(ウ) 今回付議する協賛契約候補者による申込について、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

灘 野：全般的なことについて、契約書のひな型はデフリンピック準備運営本部のホームページ上で公表されているが、企業側からひな型とは別の形で契約をしたいといった要望があった場合にはどう対応されているのか。

担当者：先方の企業のご意向を伺い、先方のニーズと当本部とのニーズをすり合わせ、当本部にとってデメリットがないか、不利な点はないか等、法的に確認を行った上で契約を行っている。

**キ 委員長によるまとめ**

・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会